

記者提供資料
2021年(令和3年)9月3日
政策局市民相談室/高橋・宇野 078-918-5050(内線2289)

旧優生保護法被害者支援条例を提案します

1 制定の目的

本市がこれまで「誰一人取り残さない やさしいまち」を掲げて推進してきたインクルーシブなまちづくりを踏まえて、優生上の理由により強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさらに推進するために、新たに「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定しようとするものです。

2 条例の要旨

- ・被害者等に寄り添った相談支援、情報提供、調査への協力等を行う。
- ・支援金の対象は、不妊手術・中絶手術を受けた本人とその配偶者である明石市民とする。ただし令和3年7月1日から条例施行日まで引き続き市民である者に限る。
- ・支援金の金額は1人300万円とする。
- ・支援金の支給に当たっては、外部委員(有識者、当事者、弁護士等)による審査を実施し、不正受給を防ぐ。

3 検討の経過

条例の検討にあたっては、障害のある当事者や学識経験者等をアドバイザーに委嘱して意見交換等を実施し、具体的なニーズや施策のあり方等についてアドバイスをいただき、論点を整理しました。またパブリックコメントを実施し、市民等の声をしっかりと聞きながら条例案を取りまとめました。

パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 2021年8月15日(日)～29日(日)
- (2) 意見総数 260件 すべて賛成意見(うち明石市民 40件)

(参考) 過去のパブリックコメントとの比較

2021年8月	旧優生保護法被害者支援条例	260件
2021年1～2月	新型コロナウイルス感染症患者支援及び差別禁止条例	14件
2020年10月	パートナーシップ制度	21件
2019年12～1月	犯罪被害者等支援条例改正	2件
2019年12～1月	被害者基金条例	0件
2018年7～8月	更生支援及び再犯防止条例	1件
2015年12～1月	障害者配慮条例	17件
2014年12～1月	手話言語・障害者コミュニケーション条例	49件

「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（素案）に対するパブリックコメント（結果）」

(1) 実施期間 2021年8月15日（日）～29日（日）

(2) 意見総数 260件 すべて賛成意見
 （うち兵庫県民 189件 うち明石市民 40件）

(3) 意見が多かった項目

明石市の共生のまちづくり等に賛同する声	130
対象者（中絶手術・配偶者を含む）を肯定する声	67
支援金の支給に賛同する声	37
条例の早期制定を望む声	25
市民等の役割・理解促進を評価する声	21
その他条例の内容について	34

(4) 主な意見内容（抜粋）

子どもを産む権利を奪われ、辛く悔しい思いに耐えて生きて来られた被害者の立場に立って、明石市が被害者支援の取り組みをされることに心から賛同します。
当施設利用者にも優生保護法によって強制不妊手術を受けた方々がいらっしゃいました。すでに永眠されてしまった方もいますので、早くすすめてほしいです。
明石市の条例の成立が国の一時金支給法の見直しの後押しとなり1人でも多くの被害者が声をあげられるようぜひとも条例を早期に成立してください。
全国でもいち早くこの問題に真摯に取り組まれることは誇りでもあります。
条例案はすばらしいと思っているのですが、損害を受けた方々は高齢の方も多く、亡くなられた方も多くいると聞いています。この条例を一日でも早く通していただいて早く被害者が救済されることを祈っています。
明石市は「障害があってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくり」を掲げておられ、少しずつ変わってきたことを実感しています。未来に向けて発展していくことも大切だと思いますが、今を作ってこられた先人の方々の救済なくしては、これからの発展にはつながらないと思います。
優生保護法の被害を初めて知りました。心が締め付けられる思いです。もし、自分が、もし、自分の子どもが、もし、自分の孫が、と思う気持ちや想像力があり、人の気持ちに寄り添える人なら、賛成以外の答えはないと思います。
障害があることが不幸で不良だと決めつけ、説明も同意もなく、体にメスを入れ子

供を持つ権利を国が奪ってきたこと、そして兵庫県では「不幸な子供の生まれない運動」としてその法律を先導していた事実は、決して許されることではないと思います。明石市のこの条例案は、強制不妊手術を国、行政が行った被害だと認め、その被害にあった方々を救済し、人権の回復と復権に真摯に向き合うものだと思います。障害者問題だけに限らず、人権を護れない社会は、だれも望んでいないはずで。昨今、繰り返されている差別発言や優生思想は、国や行政が差別や優生思想を許さない姿勢を明確に示さないことから生まれていると思います。優生思想、差別思想の撤廃の大事な一步を明石市から始められることに大きな期待しています。

負の歴史に学び、優生思想の過ちを正さなければ、また同じ過ちを繰り返します。明石市を含む兵庫県は、かつて「不幸な子どもの生まれない運動」に取り組んでいた歴史があります。その点からも、貴明石市のこの度の「優生保護法支援条例」は、意義ある条例であると思います。

「だれ一人取り残さない共生のまちづくり」と言った文言はよく見かけるが、具体的な課題のある対象者を自治体が支援することは、非常にいいことだと思う。

優生保護法による被害を過去の話だから仕方なかったとして見過ごすことは、「共生」とは相容れないものだと思います。現に、優生思想は市民の生活の中に根深く存在し、共生のまちづくりの実現を妨げているのではないのでしょうか。この条例の制定は、全国の共生のまちづくりを推進する歴史的な一步になると思っています。

この条例が成立することは、被害者を救うだけでなく、優生保護法があったことで現在もなお根深く残る差別や偏見や虐待の下になる優生思想を見直すことにもつながっていきます。このことは、障害のある人達だけでなく、現在の社会で生きにくいと感じている人も含めて誰にとっても優しい明石市にしていくんだという大きなメッセージになっていくと思います。

神戸の間こえない方も旧優生保護法の犠牲者で裁判を戦っていましたが、昨年亡くなりました。さぞ無念だったと思います。明石市でこのような被害者救済の条例ができると聞き、大変嬉しく、一縷の光が差したような気がしました。

一番手厚い支援が必要な人に届くまちづくりは、誰もがくらしやすいまちづくりにつながると思います。こんなことは二度とあってはならないという明石市からの社会への発信だと思うとうれしいです。

何より優生保護法は間違っていると自治体が表明する意義は大きいです。

優生保護法の裁判に何度か参加し、原告の意見陳述を聞くたびに涙が止まりません。「子供がほしかった」「なぜできないのだろう」という結婚後の人生。何も知らなかった子供の頃に不妊手術をされた事実を最近知る事となった二重の苦しみ。障害があってもいきいきと生活ができるようにしていくのが、国や県、市の仕事であると思います。

本当はどの自治体でもこうした取り組みがされていく必要があると思います。進歩的な施策で注目を集めている明石市が全国に先駆けてこうした取り組みをすることは、多くの人を知るという意味でとても大きな意義があると思います。

ハンセン病訴訟に長く取り組んできた弁護士です。日本には、このような条例を作成しようとする自治体もあるのかと感動しています。ご承知の通り、被害を受けた方たちがさまざまな困難を乗り越えてやっとたどり着いた違憲国賠訴訟において、時間の経過を理由にしての除斥期間適用による原告らの敗訴判決が続いています。この優生保護法による優生手術を承認した各都道府県における優生保護審査会の委員には裁判官が参加していたのであり、自分たち司法の加害責任を全く顧みない不当判決というほかはありません。こうした司法による無責任な対応と対比したとき、独自に被害者に対する支援を行うだけでなく、その尊厳回復のための諸施策を市や市民に義務付けようとする今回の条例案は、まさに画期的なものであり、一人一人の市民を大切にしたい街づくりを推進される明石市の基本姿勢を見事に体現するものだと思います。

「子供を産んだらだめと言われた。」「生まれた子は親類に養子に出された。」差別を許し、手術を合法とした背景に「旧優生保護法」があったことが分かったのはついこのあいだ。二重の意味で傷ついた被害者に寄り添う条例になってほしいと思います。

明石市の条例は市民はもちろん、優生保護法によってつらい現実がいまなお向き合っている方々の光になると考えますし、市民にとっても誇れる条例となると思います。

当条例の施行により、旧法による処置によって苦しみ続けている人たちが、少しでも社会に見捨てられていないことを自覚でき、また自らを責め続ける気持ちが軽減されることを願います。

被害者の生活環境により近い自治体がその問題を見つめ、根本的なところから一緒に取り組んでいこうとする姿勢はとても励まされるものです。

このことは障害者だけの問題ではなく、今を生きる私たちすべてにかかわることと覚えてなりません。

明石市として何を大事にするのかを明石市民に示すことに留まらず、全国、そして国や国会、司法の場にも大きなメッセージとなるものと信じます。

前文は、被害者に対し真摯な姿勢をみせ、兵庫県の「不幸な子どもの生まれない運動」の唱導を反省した上で、「二度と繰り返すことのないよう、優生思想と向き合う決意を新たに」する強い意志が書かれています。基本理念と合わせ、市民や社会に対するメッセージとして発信されることで、優生保護法問題だけにとどまらず、未来への障害者施策の礎となる考えを表明されることになると思います。

<p>人工妊娠中絶まで対象にしていることや、手術を受けた人の配偶者もカバーしている点が非常に優れています。また、一時金支給法の請求期間を5年としているのに対して請求期限なしとしていることも大事なポイントです。裁判では除斥期間を理由にして被害にあわれた方の訴えにこたえようとしていません。障害があることで情報にアクセスできないことや理解に困難さがあることを考慮していません。支援金の支給期限を設けないというのは合理的配慮をしていると考えます。</p>
<p>本人だけでなく配偶者にも支給する事は良いと思います。子供を産み育てることができない苦しみは、夫婦共通のものだと思うからです。</p>
<p>2(2)③の「婚姻関係にあった者に限る」とありますが、婚姻以前に知らぬ間に不妊手術をさせられたり結婚に至らなかったり離婚させられたり、それらのことにショックや精神的苦痛を受け、独身のままというケースもお聞きします。そのような人たちにも相談に来られた際は、救いの手を差しのべていただけたらと思います。</p>
<p>300万円の支援金も被害者にとって大きな支えになると思います。</p>
<p>1人300万円は安いぐらいと思いましたが、まずここから始めても良いのかも。</p>
<p>支援金の300万円は妥当と思います。</p>
<p>被害者救済について：自ら声を挙げるができない、またこのような動きを情報がないゆえに知らない被害者の方々はまだまだたくさんおられます。そういった方々への情報提供・支援方法のご検討もお願いしたいです。</p>
<p>同意なしに行われた中絶、不妊手術の人たちの苦しみに対して、除斥期間は必要ない。</p>
<p>請求期限がないなど、明石市が障害がある人も安心して暮らしていける町、まさに「誰一人取り残さない やさしいまち」なのだと思います。</p>
<p>市民への理解促進、啓発という、過去だけでなく、未来に向けてもこの事実を社会で共有する観点がすばらしいと感じましたし、他の自治体でもこのような取り組みがなされたらと思います。</p>
<p>5 市民の役割にある、「旧優生保護法被害者が受けた被害やどってきた歴史に対する理解を深める」ために啓発、情報発信をお願いします。</p>
<p>決してひと事ではないということを啓発してほしい。「自分の子供は五体満足で産まれた」から関係ないということではないことを知ってもらいたい。</p>
<p>支援金の支給に止まらず、被害調査や市民等への理解促進のための施策を推進している点も、自治体としての決意と熱意を感じます。</p>